

本状記載事項、其々電子商取引法、契約法に基づく催告とする。

[消費者がその使用する電子計算機を用いて送信した時に当該電子消費者契約の申し込み又は承諾の意思表示があった際、サービスの利用規約について同意し利用したものとする]
(電子商取引法)

記

2018年 月 日

下記利用者情報による以前ご利用された有料チャンネルの月額サービス更新解除手続きが完了しておりません。

本日以降延滞料金超過による債権元(管理事業者)からの身辺調査及び法的手続に移行いたしますので至急本状に沿ってご対応下さい。

()

--有料更新解除申請手順--

利用中アドレスから【更新解除申請】と本状にご返信下さい。

・本件対象記録物

ソーシャルネットワークワーキングサービス/動画視聴サイト/デジタルコンテンツ [コミック、アプリ、ソーシャルゲームメールマガジン etc]/R18 コンテンツ/ウェブホスティングサービス

開示関係役務提供者

(C)エフシーサービスカスタマーサポート